

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きが休日には、  
その翌日)

基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定  
並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に  
関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のと  
おり告示する。

平成6年2月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
花崎篤義	鳥薬第八六八号	平成6年1月二十四日

## 鳥取県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定  
に基づき、次とのおり宇野山土地改良区から役員が退任し、及び就任した  
旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成6年2月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第九十五号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

理事 松村春正 東伯郡羽合町大字宇野一五五九  
竹中節藏 東伯郡羽合町大字宇野八一七

監事	水野 譲	東伯郡羽合町大字宇野一五六八
	上川 昭	東伯郡羽合町大字宇野七七二一一
	本田 勝義	東伯郡羽合町大字宇野八四八
	伊藤 輝	東伯郡羽合町大字宇野一五八九〇
	本田 幸夫	東伯郡羽合町大字宇野一五八九
	中嶋 正敏	東伯郡羽合町大字宇野一六一三
	中川 勝	東伯郡羽合町大字宇野一五四二
	西村 清安	東伯郡羽合町大字宇野一五八三一三
	尾嶋 昭男	東伯郡羽合町大字宇野七九八
	坂本文弘	東伯郡羽合町大字宇野八〇〇
	平成三年十二月七日退任	

## 就任した役員の氏名及び住所

理事	松村 春正	東伯郡羽合町大字宇野一五五九
	竹中節藏	東伯郡羽合町大字宇野八一七
	水野 謙	東伯郡羽合町大字宇野一五六八
	水上川 昭	東伯郡羽合町大字宇野七七二一一
	本田勝義	東伯郡羽合町大字宇野八四八
	西村義輝	東伯郡羽合町大字宇野七九〇
	本田幸夫	東伯郡羽合町大字宇野一五八九
	松村光治	東伯郡羽合町大字宇野七八四
	中嶋正敏	東伯郡羽合町大字宇野一六一三
	中原勝	東伯郡羽合町大字宇野一五四二
	東伯郡羽合町大字宇野一五八三一三	

**鳥取県告示第九十七号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

理事	大門 叶	西伯郡大山町坊領一六六一一
	平成六年一月八日退任	

**鳥取県告示第九十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る溝口地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一　縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

平成六年二月九日から二十日間

三　縦覧に供する場所

赤崎町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三　縦覧に供する場所

溝口町役場

四　異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

三　縦覧に供する場所

赤崎町役場

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百号

智頭町が行う土地改良事業に係る山郷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成六年二月八日

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し**
- 二 縦覧に供する期間  
平成六年二月九日から二十日間**
- 三 縦覧に供する場所  
智頭町役場**
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第一号**
- 日南町が行う土地改良事業に係る福塚地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。
- 平成六年二月八日
- 鳥取県告示第二号**
- 日南町が行う土地改良事業に係る福塚地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。
- 平成六年二月八日

- 平成六年二月八日**
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次**
- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し**
- 二 縦覧に供する期間  
平成六年二月九日から二十日間**
- 三 縦覧に供する場所  
日南町役場**

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百三号

日野町が行う土地改良事業に係る奥渡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月八日

鳥取県知事 西 尾 次

平成六年二月八日

鳥取県知事 西 尾 次

## 鳥取県告示第百四号

日野町が行う土地改良事業に係る日野（津地）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

## 一 縦覧に供する書類

## 二 換地計画書の写し

## 三 縦覧に供する期間

平成六年二月九日から二十日間

日野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

日野町役場  
三 縦覧に供する場所

二 縦覧に供する期間  
平成六年二月九日から二十日間

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

次の遊技機の型式についてば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年一月八日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

## 正

## 誤

平成六年一月鳥取県告示第十号（保安林の指定の解除予定について）中の次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 六 段 上 行 後ろから八

誤 東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内中谷一一四八の五八、一一四八の

五九、一一四八の六四、一一四八の六九、一一四八の七一、一一四八の七五、一一四八の七七から一一四八の八一まで、一一四八の八五から一一四八の八七まで

正 東伯郡東伯町大字倉坂字奥山ノ内中谷一一四八の六四・一一四八の六九・一一四八の七一・一一四八の七五・一一四八の七七から一一四八の七九まで・一一四八の八一・一一四八の八五から一一四八の八七まで（以上十一箇国有林）、一一四八の五八、一一四八の五九、一一四八の八〇

頁 六 段 下 行 誤 宇湯頭一一五〇〇一一

正 宇湯頭一一五〇〇一一（国有林）

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者
ぱちんこ遊技機	アップルライン	京楽産業株式会社
"	C.Rスラッシュ	"
"	花百景	株式会社ソフィア
"	大漁師	"
"	クルクルーパ	"
"	ピヨンピヨン丸A	奥村遊機株式会社
"	CRサンシャイン	"
回胴式遊技機	スーパーへビーメタルA	サミー工業株式会社